

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年4月13日)

○ 小林博次委員長

こんにちは。それでは、ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

傍聴者が1名おられますので、よろしくお願いいたします。

本日の流れですが、前回からの条文の素案の修正、この前、意見をいただいた19番、防災教育の推進、21番、避難対策、22番、避難所の整備等、それから、その次に、28から33の条文素案の検討、これをきょうは行いたいと思います。

それでは、まず、前回の条文素案の修正について、修正箇所の説明を事務局からいただきますので、よろしくお願いいたします。

22の、上下水道局からも資料説明がありますので、順次、説明をさせたいと思います。

それから、前回いただいた意見の中で、今回の修正案に反映していない事項があります。

それは、20番の要配慮者への支援、ここで、妊婦への配慮を折り込むこと、この後の条文素案、29の避難所の開設、この中にこの趣旨を折り込んでいますので、そちらのほうでよろしくお願いいたします。

それから、22の避難所の整備、ここで四つほど意見をいただきました。

条文中、括弧書きが多いのではないかと、こういうことで、これは最終的に定義、規定、こういう検討をするときに、その整理もあわせて行いたいなど思っています。

それから、避難所が緊急避難場所を多く兼ねているので、その駐車場の確保がどうかという問題提起がありましたが、これは行政の要望ということで処理をさせていただきたいなど。

それから、その次に、災害時における給食室の活用、これは、今後、災害時の活用のあり方を検討するよう、行政へ要望していきたいなど、こう思っています。

それから、避難路の整備を条件に、条文に折り込んでどうかと、こういうことがあります。無電柱化の推進とあわせて避難路を確保、整備していくこと。こういうことを行政に対して要望としていくと、こういう整理をさせていただきました。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、説明してください。

○ 伊藤議会事務局主事

では、事務局、伊藤よりご説明させていただきます。

まず、(11) 防災教育の推進の修正となります。

お手元の資料、A4紙資料、右上に(11) 防災教育の推進とあります資料をごらんください。

前回の委員会でのご議論を踏まえ、正副委員長でご検討いただき、修正をいただきました。

修正箇所、着色させていただいております。

まず、ページ、条文解説1行目をごらんください。

前回、市民や事業者に防災に関する知識や技能を習得する意義についての説明において、技能の習得は一般市民に対してどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、該当文書から技能という文言を削除する調整をいただきました。

続いて、めくっていただいて、お手元のA3紙資料、右上に(21) 避難対策とあります資料をごらんください。

まず、ページ左側の条文、第1項をごらんください。

前回、条文中の避難勧告等の後に続く括弧書きの説明におきまして、三つの避難情報の並び順について、危険度の弱いほうから順番に並べてはどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、文言の順番を変更する整理をいただきました。

同じく、第1項の条文中、避難勧告等を行う際の判断の基準を明確にして、広く啓発するという文言につきまして、基準を啓発すると誤読されるおそれがあり、わかりにくいのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、趣旨が伝わるよう、条文の修正をいただきました。

修正部分を読み上げさせていただきます。

避難勧告等を行う際の判断の基準及び当該避難勧告等に応じてとるべき行動をわかりやすく明確にして、広く啓発する。

修正のほうは以上となります。

また、前回の質疑におきまして、行政におけるタイムラインの趣旨を盛り込んだ規定を設けてはどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、新たな条項を追加する調整をいただきました。

なお、条文の構成上、前回の第2項を第3項に繰り下げ、新たな項を第2項としております。

新たな条項を読み上げさせていただきます。

第2項、市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、タイムライン（災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動及びその実施主体を時系列で整理した計画をいう。以下同じ。）の考え方に基づいた避難対策を講ずるものとする。

続いて、解説部分について読み上げさせていただきます。

タイムラインとは、発災前から予測できる被害に対し、いつ、誰が、何をするかを時系列に整理したもので、防災・減災活動を整理、共有することにより、被害の最小化へつなげることを目的としています。本市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、このタイムラインの考え方に基づいた効果的な避難対策を講ずることを本項で規定しました。

また、前回の第2項、現在の第3項につきましても、条文中にタイムラインの考え方に沿ったという文言を追加し、あわせて、解説部分にも追加する整理をいただきました。

○ 若林上下水道局技術部長

委員長すみません。

上下水道局の若林でございます。よろしくお願いいたします。

22の避難所の整備等に先立ちまして、前回のこの委員会で資料ということで請求いただきましたので、緊急用貯水槽の関係の資料を用意させていただきましたので、この説明をさせていただきます。

資料のほうなんですけれども、14の特別委員会で、01の防災対策条例調査特別委員会で、13の平成30年4月13日の12番でございます上下水道局をお開きください。

○ 若林上下水道局技術部長

申しわけございません。ちょっと設定のほうがあまくできていないようで、1ページ目をめくっていただきますと、緊急用貯水槽の標準図が出てまいります。ちょっと縦横があまくいかないようになっておるようです。横にしても横にならないというような、ちょっと見にくくて大変申しわけございません。

緊急用貯水槽の構造、どのようになっているかということでお示しをさせていただこう

と思ひましてこの図面を用意させていただきました。

従来の形は濃い青の部分、これが下になるんですが、ここが緊急用貯水槽の本体でございます。その上に立上管というか濃い青の部分がございます、Aというレベル、ここまで、従来ですと管が出ていると。そこに立上管、これを現地で設けて上でポンプ等で水を出すと、そういう構造になっておりました。

このピット内が水没しておりますと、この中へ、Aのところまで行って管を接続するという作業があります。それ自身が、水があるとできないということで、できないというか時間がかかるということでしたもんで、これを改良させていただいて、あらかじめ上にこの黄色い部分、手動ポンプとエンジンポンプ立上管、これを設けておきまして、この先を、周辺の地盤よりちょっと高い部分まで立ち上げておくというような形で、現地ではこの地上の部分だけで、ここからポンプへ接続すると、そういう構造にさせていただいておるといふことでございます。

もう一枚めくっていただきますと、写真がございます。

これは、天カ須賀公園の写真でございます。

一番上がそのピット内でございます。これ、行ったときもやっぱりちょっと水没はしておりました。ここで、写真でいう下のほうにちょっと配管が出ているのがおわかりになるかと思ひます。この配管が、一番下の写真を見ていただきますと、ちょうど足元にあるのがこのピットでございます。

左のほうに青いふたが見えるかと思ひます。こちらまで持ってきてまして、ここで立上管の口を設けております。真ん中の写真は、青いふたを開けたところでございます。

したがいまして、この周辺の地盤よりもちょっと高い、これ、植樹帯なんですが、こちらの部分で、このふたを開けるだけでポンプに接続ができると、そういうような形にさせていただいております。

こういう改良をさせていただいておるのが今、天カ須賀公園と松原公園、こちらにある2カ所についてはこういう形にさせていただいております。

次、めくっていただきますと、これ、津波の浸水予測図に今あります緊急用貯水槽の位置を示したものでございます。

河原田小学校ですとか楠の中央緑地、新浜1号公園、この青で示していますのは、地上型の緊急用貯水槽でございます。

この津波避難目標ラインが赤で示してございますが、この中に、4番の羽津会館は若干

高いところにあるんですけれども、地下式の緊急用貯水槽が9カ所ございます。

雨水等の浸水等も考えられますので、地下式についてはこのような形の、先ほど写真で見えていただいたような形の改良を、今現在2カ所させていただいておりますので、残りの7カ所についても順次、改良を行っていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、ご意見があれば。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

現実には、この今の4分の3の3ページを見ていただくとわかるんですが、ここって海拔マイナスのところなのさ。その隣接している富洲原中学校というのは、例えばマイナス40cmという表示になっていて、この図の中の4分の4ページでも浸水の可能性が高いところというところがあるので、現実には水がつかっていたらここ接続できないと思うんだけど、それについての対策というのはどういうふうに考えてもらっているか、教えていただきたい。

○ 若林上下水道局技術部長

浸水ということに対しましては、使っていただけるタイミングというか時期につきましては、やはり水が引いてからというようなことで、そうしないと皆さんも動いていただけないと思いますし、使っていただける時期というのはやっぱり浸水がおさまった後、周りの地よりは若干高いところにありますので、そのときに先に顔を出して、なるべく早く使えと、そういうような状況を想定しておるところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

オーケーです。ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

ほかにありますか。

○ 伊藤嗣也委員

このエンジンポンプ、給水の、吸い込み側、塩化ビニールのホースになっておるのか、これ。塩化ビニールやと、あんまり飲料水に適さないので、害になるものが出てくるので塩化ビニールから、これはフレキシブルホースか何かに変えたほうがええんじゃないですか。

○ 若林上下水道局技術部長

塩化ビニールと申しますかビニールホースということでございまして、常時これは、設置はしてございませんので、倉庫にしまってあって、新しい状態で使っていただけるものというふうに思っておるんですが。

○ 伊藤嗣也委員

四日市市上下水道局では一般的には、ビニールって塩化ビニールじゃないですか。ホースによっては劣化もするし、だから、このようなものを使うのではなくて、フレキシブルホースで両サイド、ユニオンにしておけばすっと取り付けできるので、わざわざこんなフランジで手間加えるようなことせんと、すべきではないですかと、塩化ビニールは控えたほうがええんじゃないですかということです。

○ 若林上下水道局技術部長

この2番のところでそのホースに接続するというような形になっておるんですが、ここはフランジ接続ではなくて、ねじ接続になっておるかと思います。

材料につきましては、より使い勝手のよいもの、耐久性のよいものというようなことは、検討はさせていただきたいなとは思っております。

○ 伊藤嗣也委員

これぐらいにしておきますけど、この絵からいったらフランジの絵やから、ねじの絵にはなっていないです。それが1点と、飲料水に適する材質であって、ビニールホースは適

ではないと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 小林博次委員長

要望ですね。

○ 森 康哲委員

これ、水がついておるところのやつは、水をかい掘ってから使うようにするんですか。それとも、つかったまんまでも接続できるんですか。

○ 若林上下水道局技術部長

青い部分、写真の一番下の青い部分、ここが、開けて中の接続ができるようになれば使えるものというふうに理解しております。

○ 森 康哲委員

消火栓でもそうですけど、水につかっておればさびも出ますし、ちゃんと接続できるかどうかの点検というのはかなりの頻度でやらんと物にならない場合が多いので、消火栓の場合は1カ月に1回とか、遅くとも半年に1回ぐらいは点検するようになっておるんですけど、この点検の頻度というのはどれぐらいで考えておるんですか。

○ 若林上下水道局技術部長

この写真の一番下の青いふたの部分ですけれども、このあたりは常時、水にはつかっていない部分ということでございます。

点検の頻度につきましては、ちょっとこれは私の記憶で申しわけないですが、3年に1度ぐらいのペースでそれぞれの緊急貯水槽を清掃、点検させていただいておると、そういう状況だと思います。

○ 森 康哲委員

1番上の写真の水がついている部分というのは、これはもう何の写真ですか、そうすると。

○ 若林上下水道局技術部長

従来は、この中に入って、立上管を設置して水を出すという構造でございました。

それが、今、立上管、もう既に設けておりまして、その間が地中を伝って、この一番下の写真の青いところへ口を出しております。

操作に当たっては、大きいほうの、この写真で言いますと、足元にあるのが従来のピットでございます。これを開けずとも、この青いほうを開けて水を出すというような構造に改良させていただいておるということでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、天カ須賀公園と松原公園は、2カ所はもうこれに変えてあって、後の残りはまだ従来のまんまやと。それで、水がつくと接続しづらい状態であるということで間違いないでしょうか。

○ 若林上下水道局技術部長

そういうことでございます。

したがいまして、これについても順次、改良を行ってまいりたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

それであるなら、やはり改良するまでは頻繁にやっぱり点検をするべきだと思いますし、使えないのでは意味がないので、使える状態というのを必ず確認した記録は残しておくべきだと思います。要望です。

○ 小林博次委員長

はい。

ほかにありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

皆さん方の意見を聞かせていただいて、条文修正をさせていただきました。

事務局から読み上げた内容でご了承いただけますか。

○ **伊藤議会事務局主事**

私のほうから1点、訂正がございます。

先ほど読み上げさせていただいた(21)避難対策、2行部分につきまして、修正内容の部分についての読み上げにつきまして、明確にして、広くという、削除させていただいた文言のほうも読み上げをさせていただいておりますので、ちょっと正しく読み上げをさせていただきたいと思います。

○ **小林博次委員長**

21の避難対策の、上から3行目の、これやろう。

○ **荻須智之副委員長**

これをちょっと間違われた。

○ **小林博次委員長**

明確に、広くというの。

○ **荻須智之副委員長**

もう一回やね。

○ **小林博次委員長**

削除すると、こういうことやね。

それはもう言わなくても結構です。

○ **伊藤議会事務局主事**

申しわけないです。

○ **小林博次委員長**

それじゃ、それでご了解をしてください。

じゃ、次、移ります。

その次は、新たな条文素案の検討ですが。

○ 伊藤議会事務局主事

済みません、もう一つ修正のほうの部分がありますので。

○ 小林博次委員長

どれが。

○ 伊藤議会事務局主事

避難所の整備等の修正があります。

○ 小林博次委員長

説明したん違うんか。

説明してください。

○ 伊藤議会事務局主事

(22) 避難所の整備等の資料をごらんください。

まず、ページ左側の条文第1項をごらんください。

こちらのほうに、応急給水施設等という条文の文言があります。こちらのほう、応急給水施設等について、緊急用貯水槽と明記してはどうかとのご意見をいただきました。

前回の委員会におきまして、上下水道局のほうから、災害時の応急給水施設については、緊急用貯水槽や貯水槽のほかにも今後、新たな手法として給水栓の整備についても研究していくとのご説明があり、災害時の応急給水施設を幅広く配備していく趣旨とするために条文中の文言は応急給水施設等のままとし、解説部分において、ご意見をいただきました緊急用貯水槽の文言を加え、そのほか、括弧書き部分に例示、列挙する形で整理をいただきました。

修正部分を読み上げさせていただきます。

応急給水施設（緊急用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、復旧給水栓、消化栓を利用した応

急給水栓など)。

続いて、資料の右側、第2項の解説部分、避難所に必要な物資を提示している記載内容につきまして、応急手当のための包帯、消毒液等も必要であり、解説にそのような趣旨を盛り込んでどうかのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、医薬品という文言を解説部分に追加する整理をいただきました。
修正内容は以上でございます。

○ 小林博次委員長

失礼しました。

○ 樋口博己委員

すみません、前回ちょっと気づかなかったのであれなんですけれども、条例に文言というよりも、解説の中でちょっとこういった点もプラスいただきたいというのが、解説の第1項関係の一番下のところ、また、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者。

○ 小林博次委員長

下から3行目ね。

○ 樋口博己委員

はい。

を初めというところで、このくくりに入るかどうかかわからんですけど、例えば、トイレが、仮設トイレ、男子用五つ、女子用五つ設置すると、必ず女性のほうが並ぶと思うんですよね。その辺のところの、女性のトイレの数へ配慮とか、そういうところが少し何か、意味合いが盛り込めないかなというふうに思っているんですが。

○ 小林博次委員長

行政要望ではあかん。

○ 樋口博己委員

ちょっとそういう視点も加味いただければということです。

○ 萩須智之副委員長

実際そうですもんね。並びますもん、本当にね。

○ 小林博次委員長

それは現実にもそうなる可能性が強いので、それは行政要望のほうで対応させてください。
ほかに。

○ 早川新平委員

21にちょっと戻って。

○ 小林博次委員長

21に戻る。

○ 早川新平委員

用語のところで教えていただきたいんですけども、この表の、避難準備・高齢者等避難開始、それから、避難勧告、避難指示という、弱い順にこういって、たしか前、避難命令というのがあったんやけど、それはもう今はないのかな。勧告、指示、命令という、そういう記憶があるんやけど。

○ 真弓危機管理室室長

危機管理室長の真弓です。

今はこの3段階となっております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ということは、もう避難命令というのは避難指示という言葉に変わったという理解でいいのかな。

○ 真弓危機管理室室長

危機管理室長の真弓です。

そのとおり、変わったということです。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

ほかにありませんか。

(なし)

○ 小林博次委員長

では、こういうことで、次へ進めさせていただきます。

それでは、新たな条文素案の検討で、前回も資料提示を、説明をさせていただきましたが、28の応急体制の確立、29の避難所の開設、30の医療体制の確立、31の帰宅困難者への支援、32の復旧・復興対策、33の復興体制の確立、この六つを取り上げたいと思います。

それでは、一括して事務局から説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

それでは、災害応急対策の四つ、災害復旧・復興対策の二つ、計六つの条文素案につきましては、正副委員長のほうでご準備いただきました内容を読み上げさせていただきます。

お手元の資料、A3紙資料、右上に(28)応急体制の確立とあります資料をごらんください。

応急体制の確立。

第1項、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害による被害の軽減対策及び応急復旧措置を行うため、職員の配置等必要な応急体制を速やかに確立するとともに、国、県及び防災関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

第2項、市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救難及び救助その他の必要な措置を講ずるとともに、市が実施する災害応急対策に協力するよう努めなければならない。

解説。第1項関係、災害発生時における初期段階の対応は、その後の被害範囲に大きく影響を及ぼし、災害対応の成否を分ける要素ともなります。

そのため、本市は、消火活動等によって災害の被害を最小限に食いとめる軽減対策や、被害規模等の情報収集、ライフライン等の復旧や救助・救急活動等を行う応急復旧措置を行うため、災害対策本部を設置して、災害応急対策のための職員を配置し、従事させるなど、必要な応急体制を速やかに確立することとします。

また、国や県、防災関係機関と連携・協力して、それぞれが果たすべき役割を実行することで、より有効な応急対策を実施していくこととします。

第2項関係、災害発生時においては、行政が応急措置を行う公助だけでなく、自分で自分を守る自助や、皆さんがともに助け合う共助も重要となります。そのため、市民や事業者の皆さんが相互に協力して、火災の初期消火や被災者の救難・救助など、必要な措置をとるように努めていただくことを本項で規定しました。

また、本市が災害応急対策を実施するに当たって、地域の自主防災組織を含めた市民や事業者の皆さんからの協力が不可欠であることから、本項を規定することとしました。

以下、三重県、他の自治体の参考例を記載させていただいております。

それでは、めくっていただいて、(29)避難所の開設等とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

避難所の開設等。市は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、避難者の支援のため、速やかに避難所を開設するものとする。

第2項、市民及び市は、避難所における生活環境が良好に保たれるよう、自治会、自主防災組織等地域の関係者と連携し、適切に避難所を運営するとともに、要配慮者等への配慮を踏まえた運営となるよう努めなければならない。

第3項、避難者は、相互に協力して、避難所の円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

解説。第1項関係、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を守り、被害の拡大を防止するため、本市は、速やかに避難所を開設することで、避難される方を支援することとします。

なお、市民や事業者の皆さんは、あらかじめ、みずから立てた避難計画に基づき、十分な準備をして、迅速かつ円滑に避難していただくこととなります。

第2項関係、避難生活の拠点となる各避難所が適切に管理・運営されることは、避難された方の生活の質を考える上でとても重要です。

そのためには、地域の事情をよく知る地域住民の皆さんと本市が協力し、避難所の生活環境が良好に保たれるよう、自治会や自主防災組織等地域の関係者と連携して、避難所における情報の伝達や、食料、飲料水、衣服などの生活必需物資の配布、避難所の清掃、プライバシーの保護などが、各地区において作成されている避難所運営マニュアルに基づいて、適切に行われることが必要となります。

また、避難所に避難される方の中には、女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など配慮が必要な方がおり、また、避難所での生活において支援を必要としていることが外見からはわからない方もみえます。そのほか、日ごろペットと一緒に暮らす方など、さまざまな事情を持つ方もみえます。

避難所を運営するにあたっては、このような要配慮者等の方それぞれに思いやりを持った避難所運営がなされることが重要であることから、本項を規定することとしました。

第3項関係、避難所における生活は、災害の状況によっては長期間となることも想定されます。

避難所へ避難した後は、避難された皆さんが、助け合いや思いやりの気持ちを持って、地域における避難所の円滑な運営に協力していただくことが重要であるため、本項を規定することとしました。

以下、三重県、ほかの自治体の参考例を記載させていただいております。

めくっていただいて、お手元のA3資料、右上に(30)医療救護体制の確立とあります資料をごらんください。

医療救護体制の確立。市は、災害が発生した場合においては、医療機関、医療関係団体及び他の地方公共団体等の関係団体と連携して、速やかに総合的な医療救護体制を確立し、傷病者の応急救護に当たるものとする。

用語。医療関係団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、専門的な医療技術を有する者の関係団体をいいます。

解説。災害から市民の生命と安全を守るためには、災害時の医療救護体制の確立に向けて必要な準備を行った上で、災害発生時においては、迅速かつ的確に医療救護体制を整備する必要があります。

そのため、本市は、災害が発生した場合においては、市内の病院や診療所などの医療機

関、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体、県や近隣の市町などの他の自治体、災害の規模によっては市外、県外の医療関係団体などの関係団体とも連携して、救護所の開設やその他必要な災害傷病者の応急救護が実施できる総合的な医療救護体制を速やかに確立させて、傷病者の応急救護に当たることを本条で規定することとしました。

以下、三重県、他の自治体の事例を記載させていただいております。

続いて、(31) 帰宅困難者への支援とあります資料をごらんください。

帰宅困難者への支援。

第1項、市及び事業者は、災害が発生した場合において、公共交通機関の運行停止等の理由により、市内における帰宅が困難になった者（以下、帰宅困難者という。）の安全の確保、円滑な避難、待機及び帰宅を支援するために、情報提供、避難誘導等の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第2項、帰宅困難者は、みずからの安全を確保するため、むやみな移動を控えるよう努めるとともに、市及び事業者が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

用語。帰宅困難者とは、災害発生時に、学校、職場、買い物、観光等の用務で自宅以外の場所において、公共交通機関の運行が停止したなどの理由により、徒歩や自転車等による自力での帰宅が困難になった方をいいます。

解説。第1項関係、本市では、南海トラフ地震が発生した場合、最大約2万9000人の帰宅困難者が発生することが想定されています。

被災直後に、帰宅困難となった方が一斉に帰宅を開始すると、帰宅困難者自身の身が危険にさらされるだけでなく、本市や防災関係機関が行う救急・救助活動や医療、消化活動に支障が生じるおそれが高くなります。

そのため、本市や、デパート等の大規模店舗、駅など多数の人が集まる施設を運営する事業者は、帰宅困難者に対して、被災状況や、公共交通機関の状況など必要な情報を提供するとともに、本市や事業者が管理する施設を帰宅困難者の一時滞在場所として利用してもらったり、近隣の一時滞在施設への避難を案内したりすることで、帰宅困難者の安全を確保し、救急・救助活動や消火活動の支障となり得る一斉帰宅の抑制を図ることとします。

また、帰宅困難者の中には、女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など配慮が必要な方もみえます。帰宅困難者それぞれの事情に配慮する視点も踏まえ、公共交通機関の情報提供や代替帰宅手段の案内、滞在を余儀なくされる場合の避難所への誘導など、必要な対策をとるよう努めることを本項で規定することとしました。

第2項関係、帰宅困難となった方が、災害直後の混乱状況の中をむやみに移動することは、危険が大きいばかりでなく、救急・救助活動や消火活動が思うように進まない原因となるおそれもあります。

本市や事業者は、第1項に規定するように、帰宅困難者の安全確保や、円滑な避難、待機、帰宅、場合によっては避難を支援するために必要な対策を講じることとしますので、災害時に帰宅困難となった方は、みずからの安全を確保していただくためにも、むやみな行動を控えていただくとともに、市及び事業者が実施する対策への協力に努めていただくことを本項で規定することとしました。

以下、三重県、他の自治体の事例を記載させていただいております。

続いて、(32) 復旧・復興対策とあります資料をごらんください。

読み上げさせていただきます。

復旧・復興対策。

第1項、市は、災害により重大な被害が発生した場合は、国、他の地方公共団体、防災関係機関及び事業者と連携し、速やかに、被災した都市基盤施設等の復旧、市民生活の再建及び事業者の事業の継続または再開のために必要な措置を講ずるとともに、都市及び地域経済の復興のための対策を実施するものとする。

第2項、市民及び事業者は、災害により重大な被害が発生した場合は、相互に協力し、みずからの生活の再建及び事業の継続または再開に努めなければならない。

用語。都市基盤施設とは、道路、上下水道、公園・緑地、港湾施設等の公共施設や電気施設、ガス施設、鉄道施設、通信施設など、市民の生活や経済活動などを支える基本となる施設をいいます。

解説。第1項関係、災害発生直後においては、道路や上下水道、電気やガスなどのライフラインの復旧や、市民の生命や最低限の生活を守るための市民生活の再建、事業者が事業を継続・再開するための支援が不可欠であることから、本市は、国、他の地方公共団体、防災関係機関及び事業者と連携し、速やかに、必要な措置を講ずることにより、一刻も早く復旧対策に取り組んでいくこととします。

また、大規模災害においては、市民生活や生活基盤への被害だけでなく、社会・経済活動に長期間にわたり影響を及ぼすこととなります。市民の皆さんが従来の日常生活を取り戻すためには、都市機能の再生や地域経済の復興等の中長期的な対策も重要となることから、第〇条第2項に定める復興計画に定めるところにより、復興対策を着実に実施してい

くこととします。

なお、文中の第〇条は、この後、（33）復興体制の確立の条項を示しています。

続いて、第2項関係、第1項の規定により、本市は、都市基盤施設等の復旧、市民生活の再建や事業者の事業継続・再開に向けた支援等に着手しますが、災害からの復旧・復興は、本市だけでできるものではありません。

そのため、市民や事業者の皆さんも、相互に協力して、生活の再建や事業の再開・継続に、自主的に取り組んでいただくために、本項を規定することとしました。

以下、三重県の他の自治体の事例を記載させていただいております。

続いて、お手元のA3資料、右上に復興体制の確立とあります資料をごらんください。

復興体制の確立。

第1項、市は、復興対策を実施するために必要がある場合に、早期に災害復興対策本部を設置し、災害からの迅速かつ的確な復興を図る体制を確立するものとする。

第2項、市は、計画的に復興対策を実施するために、必要に応じて復興計画を作成するものとする。

第3項、市は、前項の復興計画の作成に当たっては、市民等、事業者、防災関係機関等の意見が十分に反映されるための必要な措置を講ずるものとする。

解説。第1項関係、市民生活や事業者の活動を再建するためには、被害を受けた都市基盤施設等が被災する前と同等程度に復旧する必要があります。

しかし、単に復旧するだけにとどまるのではなく、将来に向け、より災害に強く、災害対応力に優れた都市として計画的に復興していくことも必要です。

本項では、本市は、復興対策を実施するために必要がある場合は、早期に災害復興対策本部を設置し、必要な人員を配置するとともに、復興に関する調査や、復興計画の策定に向け、災害からの迅速かつ的確な復興を図る体制を確立することを規定することとしました。

第2項関係、大規模災害により、市域が甚大な被害を受け、社会経済活動に大きな支障が生じた場合において、本市が復興に向けたまちづくりを進めに当たっては、高度かつ複雑な大規模事業を実施していく必要があります。

本項では、多数の関係団体や、諸事業を調整しつつ、計画的に復興対策を実施していくため、本市が、必要に応じて復興の基本方針を示した復興計画を作成するよう規定することとしました。

第3項関係、本項は、第2項の復興計画を定めるに当たっての留意事項を定めるものであり、地域で暮らす住民の視点、地域コミュニティ維持の視点、人権や男女共同参画の視点、要配慮者への配慮の視点、事業活動を行う事業者の視点など、市民や事業者、防災関係機関をはじめとする関係者の幅広い意見が十分に反映された復興計画となるよう、本市は、関係者と協働する機会の提供、意見の聴取や定期的な協議を行う会議等の開催、アンケート調査の実施など、必要な措置を講ずることを規定することとしました。

以下、三重県、他自治体の事例を記載させていただいております。

説明は以上となります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

条文並びに解説については朗読していただいたとおりでございます。

それでは、質疑があればお受けしたいと思います。ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。南側の時計で35分、再開。

14：26 休憩

14：35 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開をさせていただきます。

質疑から入りたいと思います。

あれば、手を挙げて発言してください。

○ 伊藤嗣也委員

済みません、ちょっと委員長にお伺いしたいんですけど、例えば、医療救護体制とありますけれども、不幸にも災害でお亡くなりになられた方、また、たくさんお亡くなりになる場合もあると思うんですね。そういった場合は、警察と、それから、お医者さん、検視、検案というものが行われて、遺体安置場とか、そういうのになってくると思うんですけど、そういうのがちょっと、どこにも入っていないというような気がしまして、ちょ

つと、正副委員長で。

○ 小林博次委員長

そういう、する必要はありますよね。

○ 伊藤嗣也委員

ご協議いただければと。

○ 小林博次委員長

条例上、うたいますかね。

○ 伊藤嗣也委員

その辺がちょっと。

○ 小林博次委員長

一応、相談させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。

○ 小林博次委員長

ほかに、出してください。

○ 早川新平委員

先ほども質問させていただいたんですけれども、類似しているんですけれども、勧告、指示、命令とか、なくなったのならいつ幾日で、市長部局がわかっておってもあかんで、この30万市民が用語の理解、何度も何度も繰り返し啓発していきなり、やっぺいかんと。

僕、前でも、たしか天気予報の注意報と警報というのはもう皆さんどっちが危険度が高いのかなというのは、もうほとんどの国民が理解しているんやけれども、指示と勧告のこの二つでさえも理解度というのは、危険度というのは大体50%ぐらいしかないんですわ。

ということは、逆に言うと、50%理解していない、半分しかわかっていないんですよね、重要度とか。

そういう市民に伝達をして、ここの条例をつくったとしても、ここに出ておる一番大事な避難勧告、避難指示、どっちが危険度が高いんやという、そのところはやっぱり繰り返し広報していかんと理解できないと思うんやけれども、そういうことはどういうふう考えているのかなという。

○ 加藤危機管理監

危機管理監の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、早川委員おっしゃったとおりだと思っていまして、実際、指示と勧告が、どちらがレベルが高いかというのは、もしかすると反対に思っている方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというのは私の感覚でございます。

したがって、いろんな機会を通じて、今後も、例えば、年に1回、広報よっかいちの特集でも防災のあれもやってきておると思っていますので、そういった折、いろんな機会に、出前講座も含めて、あらためてそういうふうな用語といいますか非常に重要な定義につきましては、いろんな機会を通じて何度も何度も啓発に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○ 早川新平委員

よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員

済みません、委員長、先ほどの避難所の整備のところ、女性のトイレの数をちょっと提案したんですけど、それは先の話で、要望としてそれでいいんですけど、29の避難所の開設のところ、第2項関係で下から6行目に、避難所に避難する方の中には女性というのがあるので、ここで、要するに仮設トイレを10あるなら7、3にするとか、そういう視点が大事なのかなと、具体的にできることとして、ちょっとこの辺に少しそんな考えを入れていただけたらなと思うんですが。

○ 小林博次委員長

そうやね。それは検討させていただきます。

○ 樋口博己委員

続けて、よろしいですか。

○ 小林博次委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

済みません、31の帰宅困難者への支援というところで、帰宅困難者、特に個別にお出ししてあれなんですけど、東芝関係のあの一带にたくさんの方が働いてみえて、帰宅困難者対策は恐らくしておるとは思うんですけども、その辺のところの、事細かくじゃなくても、きちんと帰宅困難者対応とか、そういう災害時の従業員への案内とか、その辺のところ、大枠、きちんとルールがあって、行政側も大体わかっていますよということなのかどうか、ちょっと行政側にお聞きしたいんですが。

○ 真弓危機管理室室長

危機管理室長の真弓です。

企業については、年1回、私ども危機管理監とか危機管理室で回らせていただいて、事業所にとどまっていたら、事業所さんもやはり災害の最終的というのは安全に操業停止するという観点から、そういう仕事もあろうかと思えますし、やはり帰宅困難者という問題もありますので、私どもとしては年1回、その辺の意見交換をしながら、とどまっていたら、お願いしておるところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。1年に1回、懇談いただくということで、ありがとうございます。

よく帰宅困難者というと、都市部では駅にすごく帰宅困難者が発生するというイメージですけど、地方ですので、特に東芝なんか車、自家用車で通勤される方がたくさんおみえになるとすると、周辺も道路がどんな状態かわかりませんし、もし災害で道路が、例えば、

1本、富田山城線が寸断されたとすると、非常に車はもうあの辺パニックになって何ともしようがなくなる。

あの地域は、四日市東インターチェンジおりていただいて四日市北消防署北部分署もできましたし、三重県広域防災拠点(北勢拠点)もありますし、四日市大学なんかもいろんな拠点として使うということも想定されているので、特に今後もしっかりと掌握いただきたいなと思います。ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 樋口博己委員

32の復旧・復興対策ですけれども。

○ 小林博次委員長

32番。

○ 樋口博己委員

条文に、第1項のところで、2行目で、速やかに被災した都市基盤施設等の復旧、市民生活の再建及び事業者の事業の継続または再開というところであって、市は事業継続計画、BCPがあると思うんですけれども、事業所も皆さんつくっていただいていると思いますが、その辺のところの状況の把握なんかはされてみえるんでしょうか。

○ 加藤危機管理監

現状、ちょっとそのあたりまでちょっと把握できておりません。申しわけございません。

○ 樋口博己委員

先ほど、危機管理監のほうで年に1回、そういう帰宅困難者の協議もされるということなので、そこであわせて事業継続計画なんかも一緒に確認いただきながら、そんなことをお願いしたいと思うんですが。

○ 加藤危機管理監

企業様とは懇談の機会、面談の機会、非常に多うもございますので、そういった機会を捉えて、幅広い分野で意見交換なりお願いもしてまいりたいというふうに思います。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

ですので、条文にどうこうというじゃないんですけど、現状で、確認させていただきました。ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

29の避難所の開設等に関してなんですが、ぜひ書き込んでいただきたいなというところがありまして、それは何かというと、この項なのか違うところなのかわかりませんが、私としてはこの避難所の開設のところ、車中泊避難に関しての何か条項が起こせないかなという思いがあります。

これも、皆さんご存じのとおりで、直近の大きい災害でいうと熊本地震のときで、車中泊ですごくたくさんの方があったというのもあるし、そして、行政側のほうとしては、その車中泊で避難をされた方々の人数の把握が難しい、物資を配るのが難しいという、こういう問題があったのは記憶に新しいところかと思うんですが、今、条例をつくらうとするのであれば、だからこそぜひ、どういう形がいいのかも私、わからないんですが、車中泊についてというところ、その対応というところもちゃんと、行政が物資も届けなきゃ、行政がというのか物資が行き届く体制もつくらなきゃいけないし、車中泊避難をしている人の把握ということにもちゃんと手を差し伸べなければならないということが必要だと思うところから発言をさせてもらっています。

このことに関しては、引き継ぎは当然できていると思うんですが、前の危機管理監、危機管理室長、熊本地震に対応したときで、それ、車中泊、何とかということは言っていたと思うので、ぜひ、何らかその辺のところの書き込みというのをお願いしたいと思うんですが。

○ 小林博次委員長

ありますか。

○ 加藤危機管理監

加納委員おっしゃいましたように、熊本の地震の折に車中泊の問題、場所、適地も含めて、かなり注目された大きな課題だというふうに思いますので、そのあたりもしっかり対応していく必要はあるというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

ですので、議会としてつくろうとしている条例ですので、その辺のところを行政側に対してもちゃんと求めていくという書き込みをぜひしたいなと思っておりますが、済みません、条文よく書きませんので。

○ 小林博次委員長

持ち帰って検討します。

○ 加納康樹委員

お願いします。

○ 山口智也委員

関連で。

加納委員の件で、必要だと思いますし、車中泊の協定としては、民間のイオンさんですか、たしか3カ所ほど内陸部で協定結んでいるはずですので、その部分でも、解説のところにも、民間事業者との協定のもとというようなことで、そこら辺を市民に知っていただく部分があればいいのかなと思っております。

○ 早川新平委員

関連で。

今、加納委員がおっしゃったように、熊本地震の現地へ行っていろんな問題、それから、それ以前に東日本の南三陸町、石巻市、お邪魔したときに、車中泊、寒かったので、あそこで暖をとったというのを実体験で私ら、聞いてきたんです。

そのときに、被災者の方たちは、マイカー、自分の車が半分ぐらいのガソリンの量になったら、常に、満タンにしておくという、これが非常に役に立ったという生の声を聞いてきたんです。

というのは、避難所の皆さんと一緒にいるというのが非常に辛いところがあって、マイカーの中で、そのときに、やっぱり雪が降っていたので、3月11日でしたから、自分たちのプライベートで、自分の車の中で寝泊まり、満タンにしておく3日くらいかけっ放しでも過ごせたという現実の生の声を我々は聞いてきたので、やっぱりせっかくつくるのであれば、そういうこともどこかに、予防というのかな、そういう習慣づけをされたほうがいいですよということを現地の方に伺ってきたので、これは、どうせ満タンにしなきゃいかんのだったら、半分ぐらいになったらいざというときにという備えもかねて、最近の若い人というのはほとんど空穴になるまで乗っていてやる傾向が強いので、どうせ入れなきゃいかんのだったらというところも、先人の、被災された方々が生の声でおっしゃってみえたので、これは、私はいいことやなとは思っているのですが、ぜひこういうのをつくるのであれば、いざというときのためにという意味で記載していただければなというところがあります。

もし、記載ができないのであれば、いろんなどころの、各地の講演のときに前例として、こういうこと、今、加納委員が熊本地震のことについておっしゃったので、私らは東日本大震災のときの南三陸町、石巻市の方々はそういうことをおっしゃってみえたということが一つです。

大概、いろんなどころでそういうお話すると、逃げるためやねと皆さんおっしゃるんだけど、そうではなしに、避難所では非常にプライベートが守れないからということを実際に伺ってきたので、せっかくつくるのであればよりベストなものに近づけるべきやと私は思って発言をさせていただきました。

以上です。

○ 小林博次委員長

解説もしくは条文もしくは行政要望、こういうことを含めて検討させていただきます。

ちょっと理事者に聞いておきたいんですけど、例えば、東日本大震災のときに、車移動させるにもガソリンがもう全然足りなくて困ったというのが現実なんやね。

だから、そういうあたりは何か、それ以降の対応の中で検討したことがあるのかないの

かちょっとわかりませんが、そのあたりがあればちょっと聞かせておいてください。

今の、車の中で避難所生活をするということの対応、これについてもかなり前から話題にされているわけですから、そのあたりちょっとあれば聞かせておいてください。

○ 市川消防本部理事・副消防長

副消防長、市川でございます。

ちょっとピント、ずれるかもわかりませんが、東日本大震災の後、これは経済産業省が主導しまして、製油所のほうがやはり出荷ができないとやはり不足をするというところで、1週間程度では、もしとまったとしても、半分程度の量が1週間程度で出荷ができるようにというような形で、経済産業省が主導でローリーへ、例えば、ローディングアームで補充ができなくても、ほかの配管を、枝出しをしてローリーへ充填できるとか、そのような措置を今、コスモ石油さん、昭和四日市石油さんもされております。

いち早く、極力早く早く出荷ができるようにという体制を組まれているというふうなところがございます。

参考までに、済みません。

○ 小林博次委員長

参考まではええけど、石油製油所が目の前にあって、全然ガソリン、入らんわというんじゃ大問題になるので、そのあたりはやっぱり普段からきちっと直接、企業と話し合いをしておくということが大事かなと思うので。

それで、そういうことがしてあるかと思って質問しただけで、なければまた事後、対応を検討してください。

それじゃ、この項については、また持ち帰って議論させてもらいます。

○ 伊藤嗣也委員

避難所のところで、飲料水、地域の方、食料、飲料水、衣服と書いてあるんですけど、実は、ここで市民及び市という中で、市立四日市病院は専用水道を引っ張ってあるんですね。

羽津医療センターと総合医療センターは、地域の地縁団体と協定を結んで、災害時には飲料水を専用水道から提供すると。その蛇口というか、そんなのももう整備されて

おるんですよ。

だけど、市立四日市病院は整備されていないですね。聞いたところによると、専用水道の水は、市民に提供しないというふうに聞いておるんですが、こうなってくると、やはり市立四日市病院も飲料水として提供する必要があると思うんですけど、その辺をちょっと聞きたいなと思って。

○ 小林博次委員長

では、その辺は、誰、村上さん。誰が答弁するの。一番、後ろ、誰、西村さん。
誰や、名乗って。顔がわからん。

○ 西村市立病院施設課課付主幹

マイクがないので、済みません。

ご質問ありがとうございます。市立四日市病院施設課課付主幹の西村です。

伊藤委員のおっしゃるとおり、羽津医療センターと県立総合医療センターのほうは、地域住民と協定を結んでおります。

当院に関しましては、市立四日市病院ということもございまして、なかなか周辺住民だけというわけにはいきませんもので、当院は上下水道局と協定を結んでおりまして、必要に応じて当院の余剰の水道に関しましては、当院の水道から上下水道局に関して提供するというような協定を結んでおります。

以上です。

○ 小林博次委員長

ちょっとわかりにくかったけど、そうすると、上下水道局が答弁してくれる。

○ 伊藤嗣也委員

全然かみ合っていない。上下水道局の水道を出す。専用水道。水道局に提供する。

○ 小林博次委員長

これ、いざというときに間に合わんな、これは。

このあたり、また。発言してくれるのかな。

○ 西村市立病院施設課課付主幹

何度も済みません。

市立四日市病課付主幹の西村です。ちょっと説明が悪うございました。

平たく申しますと、上下水道局を通して一般市民のほうに当院の地下水を供給するということになっております。

○ 松久上下水道局経営企画課副参事

上下水道局経営企画課副参事、松久です。

上下水道局では、専用水道事業者——ちょっと何者かちょっと今覚えていませんけれども——と協定を結びまして、その専用水道事業者から災害時には水をいただく、市民のほうに下っていただけるようにという協定を幾つかしております。

そのうちの一つとして市立四日市病院があるということでございます。

○ 小林博次委員長

わかった。

○ 伊藤嗣也委員

私が伺いたかったこととちょっと違うんですけど、水は提供していただくにしろ、地域の住民の皆さんが、例えば、市立四日市病院だから、市民全員だから、せつかく専用水道があるのに、市民の方がお水くださいと来られたときに、基本的にはだめなんですよ。

だけど、羽津医療センターと総合医療センターは、そういうくめる場所、蛇口も用意されておると。これはやはり、やっぱりいかなものかなとは思っているので、できたら、市立病院もそうしたほうがええかなと思うので、一度検討いただければと思うんですが。

○ 小林博次委員長

そうやな。

蛇口、ついておるのかと。

じゃ、これも持ち帰って検討して、必要に応じて行政要望に入れます。

○ 樋口博己委員

ちょっとほかでうたってあるのかどうなのかわからないんですけども、30の医療救護体制の確立ということで、必要な、速やかに医療救護体制を確立するというふうに書いてあるんですけども、これは、当然、医療機関、関係団体、その他の公共団体と連携というのもあるので、応援はもらうということは前提なんだろうけれども、例えば、災害派遣医療チームの受け入れ体制とか、ちょっと外部からの医療の受け入れ体制のところも少し何か書き込んだほうがいいのかと思うんですが。

○ 小林博次委員長

そうやな。

外部からの受け入れについて、現状ちょっと説明いただけますか。

○ 岡本保健予防課課長

保健予防課、岡本でございます。お願いいたします。

この災害が起こったときには、市内の医師会、薬剤師会、歯科医師会の先生方の診療所の開設できる状況を、あるいは先生方が無事かどうかという状況を把握しまして、その状況をもらった上で、もし市内でそういった先生方が無事であれば市内の応急医療救護所を立ち上げて、そこに行っていただく。

ただ、それでは足りない場合には、県のほうに要請をかけて、どういう状況でということをお伝えながら応援要請をしていくというような、大きな流れで言いますとそんな形になります。

○ 小林博次委員長

持ち帰って、検討させてもらいます。

○ 樋口博己委員

お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

持ち帰って検討していただいているんですけど、そのときに、医療の応急救護所の場所

を、市内数カ所だと思うんですけども、それをやって市民に周知するのもあわせて、災害発生時において、お願いします。

○ 小林博次委員長

そのあたりは、今どうなっていますか、応急救護所。

○ 濱田健康福祉部理事

健康福祉部、濱田でございます。

今、医療救護所、一応、候補地としては6カ所今想定しておりまして、どこに設置していくかは災害の状況によって考えていくんですけども、医療救護所を設置した場合には、各地区の市民センター等を通じて、市民の皆さんには早く伝えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

そのときに伝えるということやね。

大体こんなところですか。

○ 小林博次委員長

意見が出た部分と、もしくはそれに関連する部分については、持ち帰ってさらに検討を加えて次回、議論させていただきます。

それでは、ちょっと時間がありましたから、私のほうから一つだけ。

この検討項目では、要配慮者への支援、20のところでも論議すべきような材料がありました。全部の分があるかどうかちょっとわかりませんが。

○ 一海議会事務局総務係長

執行部のほうにもお配りしましょうか。

○ 小林博次委員長

執行部か、ちょっと待って。

全部の分があるかどうかちょっとわからんけど。

斜め読みで、5分ぐらい、読んでください。

大体、目を通していただけましたか。

それで、この問題をそのまま取り上げるということではありません。ありませんが、たまたま我々がこの前議論しました(20)の要配慮者等への支援、こういうところで、防災拠点を各地区市民センターに置くと、こういうことで一貫して進んできていますが、いつもここで出てくる言葉は、要支援者の名前がなかなか言ってもらえないから、いざというとき困るなど、こういう話が実はありました。

これは一般論でそうあるんですけど、実態としてそんなことになっているのかどうかというちょっと疑問が湧いてくるわけで、たまたまこういう問題がありまして、91歳の方が、その人のうちのエアコンと、それから、電気がついていたからひよっとして何かなっておってもまずいなということがあって、自治会長さんがそのうちへ行っていろいろ、戸をたたいてみたけれども応答なしで、市民センターへ行って、身寄りの人に連絡するような帳面が、だから、名簿がセンターに行っていますから、何とか連絡がつかんかという、こういう相談をされました。

たまたま副館長が名簿を持っていて、その人が休みやったと。館長は変わってからまだ10日ぐらいしかたっていないので、うまく引き継ぎがいないのかなという感じが実はあって、館長が警察へ行ってくれと、こういう話で、警察を呼んで、警察は10分ぐらいで来てくれて、安否確認のために念のためガラスを割って鍵をあける、こういう作業をしなきゃいけませんから、警察官といえども勝手に個人の財産壊すわけにはいきませんので、そういうことをご了解を、ご理解を得ながら、壊す1分ぐらい前になったら娘さんと連絡がついて、実は、介護施設に体験入所みたいなことで2日ぐらい留守にしますということがあったので、ガラスは壊さんと済んだと、こういうことなの。

そこで、そういう話をお聞きして、私どもが議論をしてきた市民センターが防災対策の拠点になるのに、要支援者の名前は自治会で調べて届けてあるはずなのに、その控えを、例えば自治会もしくは副会長さんとか、複数の人にそういう名簿が渡っていないと、あるいは危機管理室にそういう名簿が保管されていないと、いざというとき、全然役に立たんことになるんやないのと。

だから、市民センターが拠点になるというなら、市民センターは全部知っておかんとあかんという、こういうことが実はこの問題から問題提起として出てきたので、皆さん方

にこの事例をお配りして、この20番の要配慮者等への支援、これのときの参考に、後ほど行政要望もしていくということを考えていますので、そのあたりでまたご意見があれば出していただいといておくといいいなど。単にたたき台としてこれをお見せしました。

じゃ、ほかの人から来たら取り上げるのかと、それはありません。たまたま我々が議論をしていた、そういう範疇の項目の一つにありましたから、ちょっと通り過ぎたということもあるんですけども、そういうことがあったので、やっぱりもうちょっと市民センター、きちっと対応を考えてもらう必要があるのかなということ、ここであえて問題を出させていただきましたということです。

○ 早川新平委員

これ、民生委員の名前は出てくるの。

○ 小林博次委員長

そこへは行ってない。

○ 早川新平委員

ここの本文の独居老人でしょう。そうすると、当然民生委員が、それ、前にあったんですわ、自治会で。これ、民生委員しか知らないで、個人情報やでいただけない、知らないとか、必ず出てくるんですよ、自治会でそこら辺は意思統一できていないので。

○ 小林博次委員長

だから、市民センターが防災拠点になるというあたりで、危機管理監と市民センター、もっと打ち合わせせんとあんまりよくないかなと思うんやけど、こんな問題が出るときに、この事例は今言うたようなことで、危なくガラス割ってというところまでいったわけやけど、ほかでも同じような事例が実はあるんやわね。

だから、そのあたりの対応、対策はどんなふうになっているのか、その辺だけ聞かせていただいて、この問題は閉じたいと思うんですけども。

○ 加藤危機管理監

危機管理監、加藤でございます。

今回、こうした避難行動要支援者名簿にかかわる、こういった事例が起きてしまったということはもちろん承知しておりますし、大変残念なことだったというふうに思っております。

こちらの文書にも記載していただいているように、人事異動とかのことも書いていただいていますけど、そんなことはもちろん関係なく、災害はいつ起こるかわかりませんので、シームレスな対応というのは常時必要であるというふうに思っております。

今後は、私ども危機管理監、それから、市民文化部、健康福祉部とも、もう一度、連携をしっかりといたしまして、例えば、現場の研修、こういったお問い合わせなりがあったときの地区市民センターでの対応であるとか、仮に副館長なりがいなくてもできるような体制を常にとるとか、そういうシミュレーションをやるとか、そういったことも徹底してやっていくようお願いもしていきたいと思っておりますし、我々もかかわってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○ 小林博次委員長

市民文化部はええかね。

やっぱり市民センターが防災拠点になるというのなら、危機管理監が出回って行ってやっぱり、館長皆集めてもらったところで、健康福祉部も入れて、そういう説明とか、必要なことをやっぱり、意思確認を平時にしておく必要があるのと違うかなと思うので、そのあたりはこれから漏れなくやってもらいたいなど。

また、行政要望のほうでまた入れさせてもらおうと思っておりますけれども、皆さん方お帰りになったけど、ここで議論しておった中身が大体そんなようなことを軸に今まで議論をしてきましたので、そのあたりは強く要望をとりあえずさせてもらっておきます。特になければこの点。

○ 早川新平委員

よろしいですか。

○ 小林博次委員長

ありますか。

○ 早川新平委員

民生委員さんと、それから、自治会長の情報共有というのが全然ないんですよ。その一つの障害になっているのが個人情報保護というのがあって、それが間違った使われ方をしていることが多々あって、この多分、独居老人、この案件に関しては、民生委員さんは把握しておるかもわからへん。ここに出ていないので、そののところをやっぱり、横の連携というのが、情報共有をしないとこういう問題が現実起こったというところがあるので、もし、この担当のこの地区の方の民生委員さんが把握をしておればそれで済んだ話なんやわね。

だから、縦割の行政の一番盲点のところなので、そこをいかに解決していくかということとは、課題があるのかなということをもって終わります。

○ 山口智也委員

今、早川さん、民生委員さんが知っておったら済んでおった話やということをおっしゃいまして、別に、例えば在宅介護支援センターとか介護サービスを使っておったらそこが把握しておって、この人、この息子さんが東京におるで、連絡とったってと、わかるようなこともあると思うんですね。

だから、早川さんおっしゃったように、やっぱり横の連携をしっかりとっておくということで、福祉部局が、地域ケア会議とか、横の自治会長さんや民生委員さんや、そういう人が集まる横の連携の場所があるので、福祉部局もそういうところでしっかり入ってもらって体制をつくってもらおうと。

今回、このケースやと平日のこの時間帯、昼間ですので、こういうことですがけれども、やっぱり夜間とか土日、休日はどうするんやというようなことも、しっかり、どこにどう連絡してというような体制を、しっかり福祉部局も危機管理監も市民センターも、全部、協議をしっかりとってもらいたいなというふうに思いました。

○ 小林博次委員長

聞いてもらったとおりです。

いざというとき、やっぱり市民センターの館長なので、館長おらんとき副館長なので、副館長おらんときどうしてくれるのと言わんようにしてもらって、それから、自治会に入

っていない人がおみえになる。だから、そういう対応も、きちっとやっぱり打ち合わせをして、自治会なり、この場合はこうするというをきちっとしておかんと、いざといったとき、自治会入っておらんからそなん連絡せんよということにもならんやろうし、名簿がわからんということじゃ話にならん。

だから、そのあたりはやっぱりきちっとしたマニュアルつくってもらって、マニュアルどおり実施する、訓練する、こういうことが必要なんと違うかなと、これだけちょっと申し上げて、この項、終わりたいと思います。

じゃ、また持ち帰って検討を加えて、行政要望に入れるものは入れておきたいなど、こんなふうに思っています。

それじゃ、このテーマはその程度にとどめます。

それでは、きょうの議論はこれで終わらせていただきます。

次回ですが、5月15日、この次、5月15日の10時、または……。

○ 荻須智之副委員長

17の。

○ 小林博次委員長

17の午前もしくは午後。

ごめんなさい。

事項書には、10日と11日、いずれかと書いてありますが、これ、いずれも悪い人がおみえになりますから、ここで改めて提案させてもらう5月15日の10時、それから、5月17日の午前か午後。

まず、15日の午前。

○ 早川新平委員

どっちでもええ人はもう挙げやんほうがええん違う。

○ 小林博次委員長

都合の悪い人。

5月15日、午前10時、都合の悪い、オーケーですか。

○ 加納康樹委員

この週にそんなことができるかというだけの話ですわ。

○ 小林博次委員長

それが1点あるけど、ずっと会議しておるわけじゃないと思うので。

○ 村山 繁生委員

15日ですね。

○ 小林博次委員長

15のほうが高安全度が高いと思っているんやけど。

○ 早川新平委員

17はだめですか、どっちかといったら。

○ 小林博次委員長

15日の10時で。

○ 早川新平委員

会派会議で3人抜けるんやなかった。

○ 小林博次委員長

抜ける。

○ 早川新平委員

会派会議の予定が入っていたので、17のほうがいいなということ。

○ 萩須智之副委員長

ずっと会派会議ちゃいますもんね。

○ 小林博次委員長

15でも17でも。会派会議はいっとるわ。17にしますか。17でいいですか。

○ 村山 繁生委員

15で。

○ 小林博次委員長

15、3人都合悪いというから。

○ 早川新平委員

会派会議が入っておるという程度で。

○ 村山 繁生委員

会派会議はもうずっとするやろ。

○ 早川新平委員

そんなん知らんて。

○ 萩須智之副委員長

そういう状態ですわ。

○ 早川新平委員

17はあいておるというだけの話。

だから、皆さんがよければ17に変えていただきたいんやけれども。

○ 小林博次委員長

3人おらんと、ちょっと調子悪いので。

○ 早川新平委員

早く済むかもしれやし。

○ 小林博次委員長

17の午前10時。

○ 早川新平委員

済みません、申しわけないです。

○ 小林博次委員長

じゃ、17の午前10時から次回はさせていただきます。

[次回日程は5月17日と決定する。]

○ 小林博次委員長

この次は、条文の修正の問題と、それから、行政要望なんかをそろそろ取りまとめていこうかなと、こんなことがありますので、そういう点で進めたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それじゃ、きょうはありがとうございました。

15 : 18 閉議